

参議院大蔵委員会會議録第十号

昭和三十三年三月七日(木曜日)午前十時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君  
理事 木内 四郎君  
西川 五郎君  
平林 剛君  
天坊 裕彦君

委員 青木 一男君  
木暮 武太夫君  
左藤 義詮君  
高橋 進太郎君  
土田 国太郎君  
苦米 地英俊君  
栗山 良夫君  
野溝 勝君  
杉山 昌作君

政府委員

北海道開発  
政務次官 中山 榮一君  
北海道開  
発庁次長 田上 辰雄君  
大蔵政務次官 足立 篤郎君  
大蔵省主計  
局法規課長 中尾 博之君  
大蔵省管  
財局長 正示 啓次郎君

事務局側

常任委員 木村 常次郎君  
会専門員

説明員

大蔵省主税局 吉国 二郎君  
税制第二課長

大蔵省理財  
局長 庭山 慶一郎君

本日の會議に付した案件

○北海道開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○揮発油税法(内閣送付、予備審査)

○地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○中小企業の資産再評価の特例に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○国有財産特殊整理資金特別会計法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員會を開きます。

まず、北海道開発公庫法の一部を改正する法律案を議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(中山榮一君) 本日は、大臣が参りまして、御説明申し上げるべきでございますが、大臣が病気でございまして、そういうわけで、私が代理で参りましたようなわけでございまして、よろしくお願いいたします。

今回提出いたしました北海道開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び法律案の要旨につきまして御説明を申し上げます。

御承知の通り、北海道開発公庫は、北海道における産業の振興開発を促進することを目的として、昨年六月発足したものでございます。以来、約九カ月の間、公庫の投融資業務は、きわめて円滑、かつ、活発に運営され、本年三月末現在で貸付の内諾約八十億円、貸付実行約四十六億円が見込まれ、北海道の産業の振興開発に大きな寄与をいたしておるのであります。しかしながら、北海道の総合開発は、今後五カ年計画の線に沿いまして、一その発展が期待せられ、特に産業開発の面におきましては今後飛躍的発展を計画しておりますので、従って公庫の業務はなお一そう拡大強化しなければならぬものと考え次第であります。

さらに、東北地方の資源及び産業につきましましては、その現況、立地条件等から見て、北海道と同様、積極的に開発を促進することが緊要と考えるものであります。このため、産業振興上有望な企業に対し、長期の金融措置と民間資金の呼び水の役割を果たす出資を行う必要があらわれます。このように北海道とおおむね同様の条件を有する東北地方の産業開発をはかるためには、現在においては、北海道開発公庫を拡充強化して東北地方に対する投融資業務をも担当せしめるのが適当と存する次第であります。

以上がこの改正法案を提案する理由であります。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県)における投融資業務を行わしめるため、公庫の目的及び業務の範囲に東北地方を加えることとあります。

第三は、公庫の業務拡大により、本店を現在の札幌市から東京都に移転することとあります。なお、これに伴い、札幌市と仙台市にそれぞれ支店を設置する所存であります。

第四の改正点は、公庫に対する産業投資特別会計からの出資を十五億円増加し二十五億円とすることとあります。この資本金の増額は、北海道における産業開発を一そう積極的に推進することのほか、東北地方における産業に対する長期資金供給の業務を行うために必要とされるものでありまして、これに伴い、昭和三十三年度には、十五億円の政府出資金と資金運用部からの借入金六十億円、政府保証に基づく債券発行による民間資金九十四億円を公庫の運用資金として開業金融を行わしめる所存であります。

第五には、公庫の業務拡大に伴い、理事長を総裁に改め、かつ理事を一名増員することとあります。これによりまして、本公庫は総裁一名、理事四名以内監事二名となるわけであります。

第六は、北海道及び東北地方における未開発資源の積極利用を促進するため、本公庫の投融資対象事業のうち、「石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業」を「石炭、可燃性天然ガス

又はその他の未開発鉱物資源の利用度の高い工業」に改めることとあります。

改正点の第七は、債券発行の場合における資金繰りの円滑化をはかるため、新たに債券発行による調達資金の前借として短期借入金を行うことができるようにすることとあります。これによりまして、起債市場の事情等により債券発行が遅延する場合等におきましても、短期借入金により資金を調達いたしましたして、公庫の業務の円滑な運営をはかっていくことができると考えるものであります。なお、公庫の名称の変更に伴い北海道開発債券を北海道東北開発債券に改める所存であります。

最後に、本公庫の営業区域が東北地方に拡大いたします結果、東北地方における産業の開発に関する事務を担当しております経済企画庁を公庫業務のうち東北地方にかかわる業務の監督官庁として加えることとあります。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に事務当局より内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(田上辰雄君) ただいま中山政務次官から北海道開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨並びに改正の要点八項目にわたります御説明を申し上げたのでございます。この趣旨並びに要旨の説明に

おいて大体尽きておると存するのでござい  
ますが、私は各条文につきまして逐条的に改正しております点を説明を申し上げたいと思ひます。当然重複をいたすのでございしますが、条文によつて御説明を申し上げたいと思ひるのでござい  
ます。

お手元に改正法案と、もう一つガリ刷りの広いので新旧対照表の抜萃を差し上げてございします。この新旧対照表の抜萃によつて御説明をいたす方が便宜かと思ひますので、これをお開きいただきたいと思ひます。上の方の段が現在の北海道開発公庫法——旧法でございまして、下の段が今回の改正法でございします。そうして特に改正になった点につきまして横に棒が引いてございしますから、その点を  
ごらんいただきたいと思ひますのでござい  
ます。

ただいま提案理由の説明にありまし  
た通りに、今回北海道部分でなく、新  
たに東北地方の産業振興のための公庫  
の仕事を合せ行ふことになったので  
ございまして、従つて名称も第一条にあ  
ります通りに、今までの北海道開発公  
庫というのを、北海道東北開発公庫と  
名称をまず改めるわけにございします。  
そうして第一条の二にありましてよう  
に、今回東北地方といたしまして七つ  
の県、新潟を含めまして七つの県を区  
域として拡張をいたすことになるわけ  
でございします。

第二条の改正は名称の改正でござい  
まして、第三条は事務所でござい  
ますが、従来札幌市に公庫の本社を、本店  
を置いておるのでございしますが、これ  
は東北地方に区域を広げるために、当  
然東京都に本店を置くことにいたすわ

けであります。なお、ついでながら申し  
ますが、従来の札幌市には支店を設け、  
さらに東北に対する関係上仙台市に  
支店を置く予定にいたしております。

第四条の資本金でございしますが、こ  
れは三十一年度におきましては資本金  
十億円で北海道開発公庫が発行をいた  
したのであります。今回さらに北海  
道分として十億を加えるとともに、東  
北分として五億を積みまして、資本金は  
下に書いてあります通りに二十五億円  
に拡張されるわけにございします。これ  
は政府が産業投資特別会計からその全  
額を出資いたすのでございします。な  
お、運用金につきましては、ただいま  
提案理由に伴ひまして中山政務次官か  
ら御説明いたしたのでございしますが、  
私からさらに具体的に申し上げますと、  
三十二年度における調達資金の総  
額は、合計いたしまして百六十九億円  
になるのでございします。このうちた  
だいま申し上げました政府の産業投資特  
別会計から資本金として繰り入れまし  
る政府の金が、北海道分として十億、  
東北分として五億、合計十五億が本年  
度の調達資金のうち、まず利子のつ  
かない金として入るわけにござい  
ます。そうして次に、資金運用部の低  
利の資金が北海道分として四十億、東  
北分として二十億、合計して六十億  
が資金運用部から借り入れをいたすわ  
けでございします。そうして公算による  
債券発行額の合計は北海道分として七  
十四億、東北分として二十億、合計九  
十四億になります。従つてトータルに  
しまして北海道分は運用資金の総額が  
百二十四億であり、東北分は四十五  
億、調達資金の総額が先ほど申しまし  
た百六十九億になるのでございします。

次に、第六条以降に進みますが、六条  
は名称の変更でございします。

第八条は従来公庫の役員としての長  
を理事長といたしておつたのでござい  
ますが、本年資金の総額も相当拡大さ  
れますし、なお、地域的には東北の方  
も入りますので、特に名称だけでござ  
いしますが、総裁といたす方が適當だと  
考えまして、理事長を総裁の名称にあ  
らためたいということにございします。  
なお、理事三名でございしましたの  
を、一名ふやしまして、理事四名以内  
というところに、増員をいたすことに  
なつております。

第九条、第十条、それから第十四条、  
第十五条、第十六条等はいずれもこれ  
らの改正による名称の変更でございま  
す。

第十九条は、これは地域を北海道の  
ほかに東北地方を加えることと、な  
お、業務の範囲につきまして、従来五  
項目にわたりました投融資の対象事業  
を大きく掲げているのでござい  
ます。その範囲をさらに拡張いたしま  
す意味におきまして、第一号を変更し  
ていふのでございします。上の段に  
ありますように、従来は「石炭又は可  
燃性天然ガスの利用度の高い工業」とな  
つておりましたものを、下の今度の改正案  
におきましては「石炭、可燃性天然ガ  
ス又はその他の未開発鉱物資源の利用  
度の高い工業」ということになつてい  
るのであります。東北における亜  
炭、あるいは砂鉄のような重要産業を  
予想をいたし、それのみに限らず、未  
開発の地下資源の開発をいたします意  
味におきまして、単に従来の石炭、天  
然ガス等の小範囲にとどめず、広くあ  
らゆる未開発鉱物資源の開発につきま

して、投融資を行うことができるとい  
う、範囲の拡張をここに計画をいたし  
ているのでございします。

なお、この業務の範囲はきわめて重  
要な事項でございまして、東北も同様  
でございしますが、北海道におきまして  
は、具体的に北海道開発のための五カ  
年計画を作つておりまして、本年度に  
おきましては、第一次の五カ年計画を  
終り、三十二年度からは第二次五カ年  
計画の策定をいたし、これにのつとり  
まして北海道開発公庫も運営をいたさ  
なければならぬのでございしますが、東  
北にもそういう計画を準備いたしまし  
て、その計画の線に沿うような投融資  
を行なつてゆくという趣旨でございま  
す。

ここに四項目、第一号から四号まで  
ございしますが、さらに第五号におき  
ましては、「前各号に掲げるもののほか産  
業の振興開発のため特に必要な事業で  
主務大臣の指定するもの」という、広  
い範囲に活用できる号を特に掲げて  
ございします。これらにつきましては、必  
要に応じまして主務大臣が事業の指定  
を行うわけにございします。今日までも  
この五号によりまして新たに指定した  
ものがたいぶあるのでございしますが、  
たとへてあげますというところ、農業用  
の機械製造業、鉱山用の機械製造業、ま  
たは建設機械製造業のようなものを掲  
げております。また曹達工業であるこ  
れが石油精製業、製氷、冷凍の工業、港  
湾付施設整備事業といったようなもの  
も、この五号によりまして追加をし  
ておられるようなわけにございしまし  
て、この五号によりまして、実際緊要  
な事業を具体的に掲げていくことがで  
る規定になつておるのでございします。

第二十六条は、今回特につけ加えた  
事項があるのであります。それは資  
金の前借として短期の借入金をしてい  
し得る道を規定をいたしたのでござい  
ます。従来は上の段にありましてよう  
に、特に短期借入金のことにございま  
す。規定がなかったものでござい  
ますが、これは実際公庫を運営していく上に、た  
とえば公債を公募いたしましても、な  
かなか予定通り運ばない場合も生ず  
るわけにございしますが、そういう際  
には借入金が遅延いたしましても、その間  
は短期であり、当時公募をいたして資  
金が入つてくるのでございしますが、そ  
の間の資金の繰り上げ上の必要から、  
短期の借入を政府からいたすこと  
が實際上必要なのでございします。その  
点に現在非常に不便を感じております  
るし、特に必要でございしますので、こ  
の第二項といたしましてここに書いて  
ありますような規定を追加をいたして  
おるのでございします。読み上げま  
すと「公庫は、前項に規定するほか、次  
条第一項の規定により北海道東北開発  
債券を発行して資金を調達しようとし  
る場合において、その発行までの間の  
資金繰上必要があるときは、当該債券  
の引受契約が成立し、又はその引受契  
約の成立の見込が確実である場合に限  
り、かつ発行しようとする金額の限度  
において必要金額を限り、当該債券  
の発行により調達する資金の前借とし  
て、主務大臣の認可を受けて、政府か  
ら短期借入金をすることができ、い  
ろいろここに書いてありますような制  
限がございしますが、こういう制限のも  
とに短期借入金をいたすことができ  
るということにいたしたいと思ひまし  
三項はこれに伴うものでございしまし

て「前項の規定による短期借入金金は、当該短期借入金に係る債券の発行があったときは、その発行により調達した資金をもって直ちに償還しなければならぬ」と、当然のことだと考えるのであります。

四項は「政府は、公庫に対して、長期資金の貸付をし、又は第二項の規定により北海道東北開発債券を発行して調達しようとする資金に係る短期資金の貸付をすることができ、政府の側から見まして従来の資金の貸付のほか、に今度の短期資金の貸付をすることができるといふことを規定してあります。

第五項は従来の三項を受け継いだものであります。

なお、第二十七条、第三十九条は名称の変更に伴うものであります。

以上が改正点でございます。法案としましては簡単なものかもしれませんが、案が、実質的には北海道開発公庫が新たに東北の地域を含め、資金ワックも拡大し、なお、必要な改正をこの際に行うたしております。きわめて重要な事項だと考えております。よろしく御審議をお願いしたいと思ひますが、なお、御質問に應じましてお答えを申し上げます。

○委員長(廣瀬久忠君) 本案の質疑は都合によりまして後日に譲りたいと思ひますが、資料の要求のあります方は、この際お述べを願います。

○栗山良夫君 議事進行。この法律案はいろいろ重要な要素を含んでいて、私は思ひます。従って委員長におかれましては、なるべく広い視野で審議ができませんようにお願いを願ひたいと思ひます。これは私の希望を申し上げておきます。

けておきます。

それから第二として、今委員長から資料のお話がありましたから、私からお願いしておきますが、第一にはこの提案理由の説明の中にも「北海道の産業の振興開発に大きな寄与をいたし、おのるものであります」と書いてあります。もうすでにこれは運用に入っており、そのわけでありまして、実際にこの公庫の活動状況が北海道の産業の振興開発に大きな寄与をしておるといふその実績をぜひ一つ示していただきたい。

どういふ活動をしたのか、これは全然知らないわけですから、これは法律案全般についての、あるいはこの法案ができておるときに国会でいろいろ審議になっておるときに固会でいろいろ審議するものとして、実績を一つ示していただきたい。特に北海道開発の五カ年計画はおそらくこの法案を審議されるときに、この国会に提案になつておのるのだらうと思ひますが、私も実はその当時この法案のこまかい審議に参加していないのであります。従つてそれも合せて提出をお願いしたい。

その計画と実績を私も対照して検討を加えたいと、こう考えます。それから第二には、東北の開発五カ年計画というものを一つぜひ出していただきたい。と同時に、この法案にありますが、第九條でございすかね、十九條のこの第五項の、主務大臣が指定する事業というのですね、これはどういうものなのか、これも資料としてお出しを願ひたい。

それから第三には、主務大臣が指定する事業、その他第一、第二、第三、第四の事業がありますが、そういう事業はこういう特別の開発公庫が手がける前に、すでに中央政府としてはいろいろな法律でその手当はできているわけですから、できていないものもありません。たとえば石油開発会社というものはできております。電源開発株式会社もできております。その他これに類するものないいろいろの措置がとられておる。それと関連は一体どうなるのか。こういうことを。

それからさらにですね、東北地帯を特別に開発しなければならぬというので選ばれた理論的な基準ですね、科学的な基準、それをぜひ一つ示していただきたい。こういう工合に政治というものは全国を縦横にしているいろいろな施策をするのが本筋だろうと思ひます。これを横断的にプロットにして、こういうものを進めていくということになる、非常に大きな意味を持つ。東北六県をどうしてこういう工合に入れないか、非常にならぬか。その科学的な開発を要する根拠を一つ明確に出していただきたい。これがなければ、こういうものを提出する理論的な根拠というものは私はないじゃないか。それを一つぜひお願いしたい。

そのほかいろいろありましようが、さしあたって私が今頭の中に浮んでいゝのはこれだけの資料です。

○平林剛君 今の栗山委員の資料要求のほかに、私少し補足しておきますが、北海道開発の五カ年計画、また先の国会で議論せられたときに、五カ年計画がしっかり立っていないのに、北海道開発公庫が発足したわけであります。それから九月月たつたわけであります。それから、当然北海道開発に関する五カ年計画はこまかく立てられているものと

のと思ひますから、この際提出をお願いしたい。

同時に、栗山委員がお話になったように、東北地方の開発計画については、先回国会でも大へん批判のあつたところでありまして、今度は十分御準備ができておることと思ひます。それから、それについても、その意味で出したいと思ひます。これは、これがないようでは、法律案の審議に対してはわれわれは進めることができないと思ひます。

それから現在までの運営状況で、提案説明によりますと、本年三月末現在で貸付の内諸が約八十億円、貸付実行約四十六億円見込まれておる。この細部の一覽表を示してはしい。皆さんも御承知のようにわれわれがこの開発公庫法案を通した場合には、特にこれが大企業に片寄らず、中小企業についてもよくめんとみるようにという付帯意見がつけられたわけであります。私はそういう意味でこの一覽表にはそのことがどう実行されているかがよくわかるように内訳も明らかにして提出をしていただきたい。これをつけ加えておきます。

○栗山良夫君 私の法案でよくわからなないことが一つあるのですが、それをちょっと一つ御質問しておきます。

かりに融資する相手方を開発担当者というふうな名前をつけるとします。天然ガスのいろいろな開発をやりたい。これは公庫が直接やるわけではなく、いよいよから、公庫と開発担当者との間における資金の貸付、返済その他のいろいろな条件があるでしようが、ね、そういうものはどういふ工合に運用せられるか、それをよく、(一)その内

容をやるのはどうですか」と呼ぶ者あり。資料の要求にもなるので。

○政府委員(田上辰雄君) ただいまお話を、各資料のうち、経済企画庁の担当すべき資料が相当ございす。で、本日は経済企画庁の者が参つておらないようでございますが、これは私どもの方から連絡はいたしておきますが、委員長の方から一つ直接に御要求をお願いしたいと思ひます。

なお、一番最後のお話でございますが、中小企業の貸付状況というものはわかりませんが、個々の貸付にわたる具体的な資料という点は、はつきり私どもにのみ込めない点がございすので、後ほど栗山先生に直接御相談の上はつきり教えていただきたいまして、その上で提出し得るものかどうかということをお答えしたいと思ひます。

○野澤勝君 委員長、進行。やはり政府の方は、不見識のことじゃないけなです。それはこちらから公けに材料なり資料なりを要求した場合に、それはやっぱり個人に会うというやうなことが、委員にかけたことは、個人取引というのではないのだから、それはやっぱり資料は資料として委員会へ出すというところでなければいかんではない。

それから、先ほど平林委員から話のあつた通り、この前国会において、本法案が審議された際にも、特に希望や意見を出しておいたわけなんです。そういう点において特にこの法案なりをまた出すときに、審議があるいは大蔵省等々との関係も十分まあ審議の上に出されたと思うのだが、どうも審議の方から来なければ困るというやうな

あいまいなことでは困る。この次はさ  
ようなことのないように、委員会にお  
いて十分答弁をなし得る準備をしてお  
いていただきたいと思います。これだけを  
希望を述べておきます。

○委員長(廣瀬久忠君) 今の資料要求ですね、  
政府委員の方ではよくわからないのだ  
とおっしゃるのですが、これは委員  
長、どういう取扱いをされますか。

○委員長(廣瀬久忠君) 私は北海道の  
政府委員に注意しておきます。委員の  
言動はもっと尊重すべきであります。  
それから委員の発言については、わか  
らぬところは速記録を見てでも、ある  
いはあとで各委員について伺つても  
間違いないように処理するのが政府の  
責務だと思ひます。もう少し謙虚な態  
度で政務委員は臨むべきだと思ひま  
す。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、揮発油  
税法案及び地方道路税法の一部を改正  
する法律案の二案を議題といたしま  
す。事務当局より内容の説明を聴取い  
たします。

○説明員(吉田二郎君) 揮発油税法案  
と地方道路税法案の内容を概略御説明  
申し上げます。

最初に揮発油税法から御説明申し上げ  
ます。この揮発油税法は、お手元に揮  
発油税法の法案をお配りしてございま  
す。全文改正でございまして、新旧  
対照表がございまして、便宜この  
法律案をございまして御説明を申し上げ  
ます。この法律案の四十三ページに理由  
が掲げてございまして、「今次の税制  
改正の一環として、最近における揮  
発油の取引の状況及び道路整備財源の確  
保の必要性にかえりみ、揮発油税の税

率を引き上げるとともに、移出課税制  
度を探り入れる等諸規定の整備を図る  
ため、揮発油税法の全部を改正する必  
要がある。これが、この法律案を提出  
する理由であると申し上げておきます。こ  
の改正のおもな点は、第一点は何と申  
しまして、今回揮発油税の税率を四  
千八百円引き上げることにある  
わけでございます。本年度の、昭和三十  
三年度におきます道路整備計画に対  
する事業費予算は、国、地方で七百十  
一億円、三十一年度が四百四十七億  
円でございますから、相当な増額にな  
つております。これに見合ひまして、揮  
発油税収入は、昨年の三十一年度の四  
百十七億円に對しまして、六百十八億  
円程度の収入を必要とする、これに對  
応いたしまして、必要な税額としては  
四千八百円の増額を要するということ  
になりました。揮発油税の税率を引き  
上げるといふことにいたしましたわけ  
でございます。

第二点は、従来揮発油税法は、引取  
課税制度をとつておりました。これは  
最初揮発油税法を創設いたしました際  
におきましては、揮発油がほとんど、  
九五%程度が輸入品でございました。  
従いまして保税地域を通じて引取る  
際に課税をするというところで、引取  
税が最も適していたわけでございま  
す。ところが最近におきましては、漸  
次国内精製設備が完備して参りました  
ので、現在におきましては、精製場二十  
七場のうち十七場までが税務署所管  
の、保税工場でない精製工場になつて  
おります。そのような関係から、他の  
間接税と同様にこれを移出課税に――移  
出月まとめ課税でございまして――に  
改めまして、同時に従来引取課税の

上でいろいろなめんどうな点がござい  
ましたのを、他の消費税と同様な形に  
改めたわけでございまして。先日実  
はトランプ類税法の説明の際にも申し上  
げましたが、揮発油税法、それからそ  
れに関連いたしまして、地方道路税  
法、トランプ類税法が、いずれも移出  
課税制度に変わりました関係で、内国消  
費税の課税の形態が、全部同じ形に統  
一することができることになったわけ  
であります。

以下内容につきましてごく概略御説  
明を申し上げたいと思ひます。この税  
法の改正でございまして、先日トラン  
プ類税法で御説明申し上げましたよう  
に、大体砂糖消費税法その他の移出課  
税制度をとつております税法と同一の  
姿に直しましたので、内容的には特に  
御説明を申し上げる点もございませ  
んが、おも立つた点につきまして御説  
明を申し上げます。

二ページから参りました、第一条が  
課税物件でございまして。第二条が定義  
でございまして、この定義は従来の揮  
発油税法と同様でございまして、「この  
法律において『揮発油』とは、摂氏十五  
度において〇・八〇一七をこえない比  
重を有する炭化水素油をいう」と。この前  
と定義そのものは同様でございまして。  
第三条が納税義務者、これは「製造  
者は、その製造場から移出した揮発油  
の数量に、揮発油を保税地域から引き  
取る者は、その引き取る揮発油の数量  
に、現在一括して移出課税制度と申し  
ておりますが、移出課税制度という形  
をとつております税法の基本的な姿  
は、国内における製造場から移出した

します際には、その一月に移出した分  
を取りまとめ申告し、翌月末に納付  
をするという形、それから保税地域か  
ら引き取りますものにつきましては、  
引き取りの際に申告して税を納付する  
という形、この二つの形で行われてお  
ります。通常の税法におきましては、  
保税地域から引き取るというものは例  
外でございまして、揮発油に關しまし  
ては、現在、先ほど申し上げました二  
十七場のうち十七場が内国の工場であ  
る。十場は保税工場になっておりま  
す。その関係で、量的に申しますと、  
約六割が保税地域から引き取られて、  
四割が製造場から移出されるという形  
になりますので、この点が揮発油に對  
しましては、若干他の消費税と違つた  
ところでございまして。その結果、あとの  
方で若干ずつ砂糖消費税法等と違つた  
規定が出て参ることになります。そ  
の都度御説明申し上げます。

第四条はこれは例文でございまして。  
保税地域に該當する製造場は、あとで  
それぞれ書きわけておりますので、製  
造場から區別をするという規定でござ  
います。

第五条は場内消費、あるいは保税地  
域内消費の場合に、それを移出または  
引き取りとみなし、これもいずれも他  
の税法と同様なみなし移出、みなし引  
き取りの規定でございまして。

それから第六條は「揮発油の製造場  
又は保税地域において、揮発油に炭化  
水素油以外の物を混和して揮発油以外  
の物(その性状及び用途が揮発油に類  
するものに限る。以下この条において同  
じ。以下)としたときは、当該混和を製造と  
みなし、当該揮発油以外の物を揮発油  
とみなす」と。これは従来からあつた、旧

法にもございました規定でございま  
して、揮発油にアルコールを加える、そ  
うして増量いたしまして出すことが  
ございまして、現在ではほとんどござ  
いまして、現在ではほとんどござい  
ませんけれども、揮発油とアルコール  
をまぜますと、規格的には區別できな  
くならないがこれは全く揮発油と同様  
なものでございまして、その全部を  
揮発油として課税をするという趣旨で  
ございまして。現在ではほとんどこの必  
要はなくなつておりますけれども、若  
干そういうことが起つた場合に備え  
て、従来の規定をそのまま残したわけ  
でございまして。

それから第七條は、揮発油の納税義  
務者が知らないうちと申しますか、そ  
の責任において移出したのでないのに  
揮発油が製造場から移出された場合  
から該當された場合などがこれに該當  
するわけでございまして、このような場  
合に移出課税で製造者に責を負わせる  
というところは無理なものでございま  
すから、みずから移出した者を納税義務  
者として以下の法律を適用するとい  
うのが、この第七條でございまして。

次に五ページの「課税標準及び税率」  
でございまして、揮発油の課税標準は  
従来の規定におきまして、揮発油の  
特有な性質から申しまして、製造課税  
をいたしますと元売り業者から卸売業  
者……。

○委員長(廣瀬久忠君) 吉田君、問題  
点を……。  
○説明員(吉田二郎君) それでは簡単  
に御説明いたします。  
課税標準のところは従来通りでござ  
いますから、省略をいたします。  
第九條は、従来一万一千円でござい

ました税率を一万五千八百円に引き上げる、これが一番眼目の改正でございます。

それから徴収関係は十条移出数量等の申告、十一條移出数量等の決定通知、納期、これまでは他の税法と同じでございます。

徴収猶予、十三条につき若干御説明申し上げます。この十三条におきましては、揮発油税の徴収猶予の期間を製造場から移出したものに引きましては二カ月以内、保税地域から引き取りますものにつきましては三カ月以内といたしております。で、他の税法では、たとえば砂糖消費税でございますと、一カ月と一カ月以内、しかも両者を合せていずれも一カ月以内といたしております。これをなせ二カ月と三カ月に分けましたかと申しますと、従来から揮発油につきましては、三カ月以内の徴収猶予が認められておたわけでございます。ただ従来の規定におきましては、引き取りのつど税を納めることになりましたので、その三カ月と申しますと、たとえば一月の十五日に引き取られた場合におきましては、四月の十四日まで徴収を猶予するという形になっておたわけでございます。今度は移出課税に改めると、一月の十五日に引き取られた揮発油も一括いたしましたしてその月中他の引き取りのものと一括して翌月末に納付することになります。従いましてすでに納期において平均一カ月の余裕ができたわけでございます。従いましてあとは一カ月の半徴収猶予を認めればちょうど同じことになる、それが端数になりますので一応二カ月、こういたしましたわけでありす。ほかの税法でございますと、保

税地域から引き取るものと同じに、この場合二カ月とするのが当然でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、揮発油の場合は特殊な事情がございます。六割までが保税工場で作られる、その保税工場から引き取る場合には製造場から移出する場合と全く同じ形でございますので、製造場から移出すると一カ月の半の納期がある、さらに二カ月の徴収猶予がある、しかるに保税地域の、保税工場から引き取る二カ月の猶予がないということになります。現在としては不均衡でございますので、差し当りこの保税工場から漸次国内の工場に、内国工場に変わって参りますまでの間、従来通り三カ月徴収猶予を残した、これが他の税法と違ふ特色でございます。

それから免税、税額控除等。未納税移出及び未納税引き取り、それから十一ページの輸出免税、十六條の燈油の免税、この三つのうち前の二つ、輸出免税と未納税移出につきましては他の税法と同じように改めました。それから燈油の免税は、従来通り燈油でありまして、税法上は先ほど最初に申し上げました定義で、比重の関係では揮発油として扱われるものでございますが、これも従来通り免税をいたします。

それから十七條は戻し入れの場合の揮発油税の控除等の場合でございますが、一たん課税されたものを戻して参った場合、あるいは課税したものを他の製造場に移入した場合、これは従来再入課税——そこにに入れて出すときに二度課税はしないという制度でございますが、これも他の税法と同様に戻し入れの場合には、その課税された税額

を翌月以降の税額から控除してやるという控除の制度にいたしました。それから移入——他の製造場に移し入れたものは、移出控除——その入れたものを移出するときに税額から控除をする。でございますから、実質的には移入の場合には従来の再入課税とは同じでございますが、戻し入れの場合には戻し入れたときに控除されるという点で有利になったわけでございます。

それから十八條は担保について、十六ページでございますが、これは他の税法と同様でございます。以下担保物の処分その他二十二條まで他の税法通りでございますので御説明を省略いたします。

それから雜則の利子税額、これも他の税法と同じでございます。二十三條は従来はなかつた規定でございますが、製造を開始した場合に製造開始申告をしなければならない。これは従来引取課税でございましたから、こういうものは要らなかつたのであります。が、今度は、移出課税になりますと、開票申告があるわけでございます。二十四條は記帳義務、二十五條は申告義務等の承継、これもいずれも例文規定と申していいと思ひます。

当該職員の数に限りませんが、従来は引取課税でございましたので、引き取りのつどその数量を査定しなければならぬという規定がございましたが、今回はそれを廃止いたしました。二十六條の当該職員の権限は他の税法と同様に、ここに規定したものに限られることになるわけでありす。

それから第七章の罰則でございますが、罰則で違ひました点は、従来は移出申告といったような制度はござい

ませんでした。秩序罰は二十九條に規定しております。五万円以下の罰金又は科料があるわけでございますが、他の税法と同様に二十八條にやや重い秩序罰「十万円以下の罰金又は科料」というものが入つたわけでございます。これも砂糖消費税等と同じでございます。

それから付則でございますが、この法律は昭和三十三年四月一日から施行する予定でございます。この付則の中で特に御注意願ひたいと思ひますのは第九項でございます。三十三ページ第九項は「この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所を、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合においては、当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日これを揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき四千八百円の揮発油税を課する」といふゆるストック課税をいたすことといたしております。前に二千元上げましたときは十キロリットルにいたしておりましたが、今回は引き上げの率がかなり大きいものでございすから五キロリットルにいたしております。ちなみに昨年軽油引取税を課した場合におきましては、一キロリットルでやつております。なお十項では、その額が多いときは若干納付を延期するということといたしております。

その他付則で問題になりますのは十四項でございますが、三十五ページでございます。十四項に「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。」その中に、「第

十條第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「引き取る」を「移出し、又は保税地域から引き取る」と書いてございますが、実はこの臨時特例におきましては、合衆国の軍隊等に揮発油を納入したことも場合に揮発油税を免除することにいたしております。この場合製造場から引き取るものだけに免税を与えておりました、従いまして、保税地域から引き取る場合には免税にならないという不備がございました。ところが御承知のように揮発油は規格を上げるためいろいろの設備が必要でございます。従いまして先方の要求に應じます揮発油に作り直しますためには、場合によつては保税地域の工場にべん吸い入れまして、そこから納めるという場合があるわけでありす。そういう場合には保税地域から納めるものと免税をしてもらえないという従来の不備がございましたので、この際、これをあわせて修正をさしていただく。付則ではございますが、かなり実質的な規定でございます。それから付則の第十九項でございますが、三十八ページでございます。租税特別措置法の一部を次のように改正する。現在提案されております租税特別措置法におきましては、第八十九條及び第九十條に航空機用の揮発油の免税が掲げてございす。ところが今回の税率の引き上げの際に問題になりましたのは、今回の税率引き上げが全く道路整備財源のための引き上げである。従いまして、全く道路に關係のない揮発油に対しては免税すべきであるという議論が従来からございましたが、今度はさらに引き上

げをいたすということになりますと、その辺を考慮しなければならぬ。ただ揮発油は軽油と違ひまして製造課税になっておりますので、技術的に免税が非常に困難でございます。それが今まで免税をしてこなかった理由でございますが、今回思い切つて免税をするということになりました一つは、石油化学の原料として消費される揮発油でございます。エチレンその他の物質で、石油の分解その他の結果生ずるものがいろいろございまして、これを作るための揮発油は、実際問題として揮発油としてではなくて、全くの原料として使われるわけでございまして、これは全免をいたすということにいたしました。

その次に九十条でございますが、従来からございました航空機の燃料用の揮発油の免税を、これを用途免税といたしまして、若干広げまして「ガムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるもの」と申しておりますのは、大豆その他の油脂を抽出いたします際に、揮発油によってそれを溶かしまして、流し出して、あと分溜をするという方法が行われておりますが、この油脂抽出用のもの、これをさらに免税をするということにいたしましたのでございます。特別措置法がさきに提出されておりますので、一応あのままで提出しておいて、揮発油税法の付則でこれを直していくという形になっておるのでございます。この石油化学の原料用の揮発油につきましては、道路財源等の関係もございまして、同時に石油化学が現在の採算ベースにおきまして、揮発油税を全免されましても、昭和三十三年、六年ごろまでは採算ベース

に乗らないという見込みでございますが、特に期限を切らずに当分のうちという意味で免税をいたしております。航空機用の揮発油、その他の用途免税は、一応道路整備財源の臨時措置法の適用期間等で考えられております三十四年三月三十一日までという期間を切っております。これが延びれば当然これもまた延びるということになるわけでございます。

以上が概略でございますが、揮発油税法の説明でございます。次に、地方道路税でございますが、これはお手元に新旧対照表を差し上げさせていただきますので、それで簡単に御説明申し上げます。

地方道路税法の改正は、揮発油税法の全文改正を受けて、それに対応して改正をいたしましたのでございますので、内容的には全く同様でございます。ただ税率の点で、従来一キロリットル二千円とありますものを一千七百円引き上げまして三千七百円とした。第四条でございます。これがおもな点でございます。あとは揮発油税法の規定を引き直したというだけと申してもいいと思ひます。

なお従来から若干疑義がございました「当該職員の権限」でございますが、六ページの第十四条の二に「当該職員の権限」というのがつけ加わっております。これは従来は揮発油税法だけに当該職員の権限がございましたが、地方道路税法の方にもこの権限を加えておかないと、同じ揮発油税法と地方道路税法の両方の適用を受けますので、権限として道路税法にも規定を置く必要があるというので、あらためて修正いたしましたので、十四条の二に加

えたわけでございます。

それから付則でございますが、九ページの第五項に「揮発油税法附則第九項の規定の適用を受ける揮発油に、当該揮発油に係る揮発油税額の四十八分の十七に相当する税額の地方道路税を課し、当該地方道路税の税額を、同項に規定する揮発油の製造者又は販売業者から、同法附則第十項に規定する区分により徴収される揮発油税額にあわせて徴収する。」これもストック課税の規定でございます。揮発油税法で四千八百円とありますので、千七百円だけあわせて徴収するという規定でございます。

それから最後の十二項でございますが「租税特別措置法の一部を次のように改正する。」

第八十九条第一項中「第五条」の下に「及び地方道路税法第五項第一項又は第二項を『消費に係る揮発油税』の下に『及び地方道路税』を加え、同条第二項中『揮発油税法』の下に『及び地方道路税法』を加える。」こう書いてございますのは、先ほど御説明申し上げましたように、租税特別措置法を揮発油税法の付則で直しております。揮発油税法の付則で揮発油税に関するものだけ直しておりますので、さらに地方道路税法の付則で地方道路税に関する分の免税を加えて、二重の改正にいたしましたおわけでございます。大へん複雑になっておりますのは、条文の関係でやむを得なかったわけでございます。

○委員長(廣瀬久忠君) 同案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、中小企

業の資産再評価の特例に関する法律案の説明を願います。庭山理財局経済課長、問題のところが要領よく御説明願います。

○説明員(庭山慶一郎君) 中小企業の資産再評価の特例に関する法律案につきまして、委員長の御話の通り要点を申し上げます。

資産の再評価につきましては、昭和二十五年に第一次再評価を実施いたしました。その後、二十六年に第二次を行ないました。二十六年に行ないましたのは、二十五年に再評価をすることができなかった企業に対して補完的に行ったのでありますが、その後、三年をたちまして、その間に相当物価も上昇いたしました。第一次、第二次の再評価では、とても十分な減価償却ができていないということになりました。二十八

年になりました。また第三次の再評価をいたしましたわけでございます。第三次の再評価は二十八年、二十九年の二回、二九年にわたりました。その間にやりたいた法人がやるといふことにおつたのでありますが、その場合に資本充実の意味をもちまして、特定の会社、つまり資本金五千万円以上の会社あるいは資本金が五千万円以上が、三千万円以上であつて、再評価資産の限度額が一億円以上であるような会社につきましては、再評価の強制をいたしましたわけでありまして、それによりまして、大体大企業は限度額の八〇%の、何と申しますか、十分な再評価をやったわけでありまして、その当時のまだ好況に恵まれなかった中小企業につきましては、制度はございしたけれども、当時の中小企業といふのは非常にもう日常生活にも困つておる

といったような状況でございましたので、せつかくの制度を十分使えなかつたわけでございます。ところが最近に至りまして経済の好況が漸次大企業から中小企業に移つて参りましたものでございまして、中小企業が非常に利益が出るようになってきた。その場合に従来の圧縮された小さい簿価で償却しておつて、それによって税金を納めておるのであれば、全く資本金の蓄積と申しますか、資金の回収もできない。どうしても中小企業にも一度再評価をやらしてもらいたいという声が大きくなりましたので、そういう趣旨におきまして今度の法律案を提出いたしました次第でございます。

従いまして、この法律によりまして再評価を行うことができるものは、この前強制された、俗な言葉で申しますならば、大法人以外の法人に限るわけでありまして、もう一つは大法人ではなかつたけれども、この前の第三次再評価のときに任意に八〇%以上の再評価をやつた法人はもういいから、それ以外のものであらせらる。それから個人につきましても同様でありまして、個人も八〇%、個人につきましてもこの前には強制というものはなかつたのでありますが、八〇%以上やつた個人はもういいから、八〇%までやらなかつた個人にやらせらる。そういうことになっております。それからそれ以外の点につきましては、大体この第三次の再評価と同じような方法でやるのでございますが、再評価資産の範囲でございます。どの範囲の資産を再評価ができるかという点につきましては、第三次再評価とは少し異なつております。このたびの分は、中小法人の設備の減価償却を

だけは、将来再評価資産を譲渡した場合に、譲渡損が出るような場合に再評価積立金をくずさなければいけませんので、そういうために留保し、昭和三十五年の一月一日になりましたならば、全部資本に組み入れを認める、そういうふうにいいたしたわけでございます。

この条文は、現在の資産再評価法というのがございますので、それにかかってきます。何と申しますか、資産再評価が一般法で、これが特別法という関係で、若干この条文は少しごたごたしたような感じがいたしますが、要点は今言ったことに尽きております。この条文の中に、基準日の特例資産

とかそれから個人の事業の用に供して  
いない資産を事業に供した場合の規  
定がございいますが、基準日の特例資産  
というのは、賠償指定施設とか、ある  
いは占領軍に接収されていた資産が、  
これが解除を受けたときに、その日現  
在で再評価ができることになっておりま  
すが、規定としては複雑なものになっ  
ておるのでございますが、該当は比較

的少いのじゃないかと思ひます。個人の場合には、事業用でない資産を、今まで住宅として住んでおつた家を今度店にする、店舗にかえるというような場合、個人の事業用資産への転換といふようなこともございますので、この關係で規定が複雑になつております。

もう一つは、規定が非常に複雑になつておりますのは、法人が合併いた

しましたときにどういふふうにするか、合併いたしましたときの関係の規定しております。これは合併されたものが、合併によって消滅した法人が中

小法人であるときには、合併して吸収してしまつて、残つておる法人が大会社であっても、その場合には、その吸収した中小法人の分について再評価ができるということの規定するために、非常に複雑な条文になつておりますが、あまり實際の該當は少いので、いかんという気がいたします。

大抵、今度の中小企業再評価の法律案の要点は以上で尽きるのでござい

○委員(廣瀬久忠君) 次に、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案及び国有財産特殊整理資金特別会計法案を、一括して議題といたします。内容の説明を聴取いたします。要点だけをお願いいたします。正司管財局長。

○政府委員(正司啓次郎君) それでは、ただいま議題となりました国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案につきまして、先般大蔵政務次官から提案の理由を申し上げたのでありますが、簡単に要点だけを申し上げます。

この法律でございしますが、これは広い意味におきます国有財産法の一環をなすものであることは申し上げるまでもございせん。国有財産法には大きく分けて二つの機能があるものと存じますが、一つは国の機関、これを規制する機能でございします。大蔵大臣を初めとしたしまして、各省各庁の長は、国の機関を規制する非常に多くの機能を持つておりますが、そのほかに、もとより会計法と同じように、国と国民外の民間との関係を規制する面もございします。たとえば売り払いをいたしま

す場合に延納を認めるとか、あるいは契約に用途指定を規定するとか、いろいろの面もございします。で、今回提案をいたしました国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法、これはもっぱらやほり国の内部におきまして、現にいろいろ各省各庁で使つております庁舎あるいはその敷地あるいはその付帯施設というふうなものの状況が、相当土地の利用その他の見地から申しまして、先般も説明がございましたように、なお合理化の余地がある。こういう見地から国の機関を規制いたしまして、それらの効率をより一そう高くしていく、こういうことが本法案のねらいであるということとをまず第一に申し上げておきます。

そこで法律の一条に「目的」を書いておるのでございしますが、これは今申し上げたような見地において目的を書いておきます。すなわち「特定の庁舎等の整備を計画的に実施して適正かつ効率的な使用を図り、公務の能率の向上と公衆の利便の増進に資する」と、こういうふうな規定しておりますのは、もっぱら国の機関の立場におきまして、それぞれの機関を規制するという見地からこれは書いておるのであります。しかしながら、実はここに大きな目的が伏せられておるのであります。こういう時局にこの法案を出すは、どのような趣旨は、御承知のように、政府は住宅政策というものをきわめて重視いたしまして、今回の予算におきかして、いろいろのことに関連する経費が計上されておることは御承知の通りであります。しかしながら、住宅政策を円滑に推進して参ります上におきましての大きなネックが宅地問題

にあること、これも申し上げるまでもないかと存じます。そこで、われわれ国有財産を管理処分いたします者の立場におきまして、ぜひともそういう住宅政策上の大きなネックをなして、多量でも寄与できるならば、これは時局柄まことに有意義なことではないかと、かように考えておるのであります。しかしその目的は、先ほど申し上げたように、本法案のキヤラクターからいたしまして、第一条には、表に出しておりませんが、それが実は本法案をお作りいただく、これを実施する上におきましての非常に大きなねらいであるということとをまず申し上げたいと思ふのであります。

さような見地におきまして、どういうことを考えておるかということとを第三に申し上げますが、それはたとえば大手町という東京都内の一つの地区を御考えいただく、非常にはつきりすると思ひます。御承知のように、大手町に昔大蔵省のバラックがあったのでございしますが、あるいは農林省あるいは逓信省というふうなバラックなどがあつたのでございしますが、終戦後、御承知のようにあの辺は、一帯荒廃に帰しまして、今や多くの部分が占領軍によってモーター・プールその他に使われております。しかし一部は、たとえば財務省が木造二階建て使つておりまして、また国税局も木造二階建ての建物を作りまして使つております。また労働省の一部は社会局の庁舎のあとに住んでおります。おそろくあの辺の土地の利用効率から考えまして、あの辺に木造二階建てを作つていつまでもそのまゝにしておくということは、これは経済

的価値から申しまして、とうてい許されることではないと思ふのであります。そこでこれは勢いこれらの建物は立体化したしまして、高層建築に切りかえていくべきであるというふうになつたのもこれはお考えになることと思ふのであります。現に私どもの方の国有財産審議会におきまして、かような議論が非常に強く主張されておるのでございます。そこで、かりにこれは私の一つのたとへ話でございしますが、労働省のありまるところと国税局のありまるところ、ちやうどあの神田橋寄りのお堀から電車通りに行く一角でございすが、ここに高層八階建て、ここにビルディングを作りますと、おそろく東京郊内にもありますところのバラック官庁は全部これに収容できると思ひます。千駄ヶ谷にもあります通産局、それから地方建設局、財務局、国税局、それの他一切の、法務局というふうなバラック官庁をこの高層建築に収容いたしますれば、一般公衆の利便はまことに増進されることは、きわめて明瞭であらうかと思ふのであります。こういうことが一つの構想になりますと、あそこに立体化、集約化いたしますと、相当な土地が今度は節約となつて出てくるのであります。この処分は、もとより都市計画その他諸般の見地から、きわめて慎重にいたさなければならぬのであります。少なくとも今日あそこ

に平面的な木造建物によつてオキユバされて、これはきわめて社会経済的な価値の高いものに活用されていくであらうかと思ふのであります。さらに気象庁あたりの土地、これまた同じく

問題にならうかと存じます。それからまた竹橋のところにもございしますもの近衛連隊でございしますが、今日は法務局とかあるいは労働省の一部が使つておりますが、これなども同じように問題があらうかと存じます。さらに多少目を転じて、中野の電信隊というものがございしますが、ここには今日警察の教育施設がございしますが、これ、どうも相当平面的に広い敷地と施設に使つております。かような事例は全国に相当多いのでございまして、私どもはこれらの施設を対象にいたしまして、まず使用調整計画でございしますとか、特殊整備計画でございしますとか、こういうふうな用語の定義等がしばしば出て参りますが、大抵お説みをいただければ明白な事柄でございします。これらの規定によりまして、国の各機関を適正に規制をいたしまして、規制と申しますよりは、より高いところへ視野を向けるということとをございしますと存じます。今までは役所々々という見地だけに隔離しておつたといひましたれば、より高く国有財産を社会経済的に活用するという見地を目を転じて、ここに書いておりますやうないろいろのことをやつて参りたい。それにはどうしましても、この特殊整備計画といひますか、たとえば今申し上げたように、大手町の国税局なり財務局なりを立体化していくということには、当然これは予算がかかるのであります。したが、しかしあそこを考へます地を売り払うということも考へまして、その収入をもつてそれらの立体化、あるいは適当に場所を移転するといひましたれば、その移転のための経費を支弁していくという考へ方は、こ

従ひまして、本法案と相關連をいたしまして、むしろこの法律を實體法といたしますならば、その上におきまして会計経理の明確化を期する意味において特別会計法案が別途提案されておるといふような次第になっております。各条項の説明は、御質問によりましてお答えをいたすのが適當かと存じますが、一応以上のような趣旨をあわせ御了解をいただきまして、本法案のすみやかなる御審議をお願いしたいと存じます。

○政府委員（中屋博之君） ただいま管財局長から御説明がございましたので、本件の本質的な部分については御了解をいただいたものと、説明の済んだものとしたしまして、あと特別会計について簡単に補足いたします。

特別会計法案は、今回の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案を前提といたしまして必要といたします。特別会計でございませう。ただいまお話のございましたような趣旨に基きまして、この国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案におきまして、法案の第五条でございしますが、「特定庁舎等特殊整備計画」という計画が大蔵大臣によって作られ、それが閣議によって決定されまして、この法律の手続によりまして、そういう計画ができるこ

この計画の実施に伴いまして、新に必要といたしますものを取得いたさなければなりませんし、この計画の結果、従来用いておりましたものをより経済的に用うることによりまして、不用になるという部分を、これを処分するということになるわけでございまして、この処分したる代金の収入をもちまして、この立体化あるいは移転をいたしましたあとの取得するために要する経費に充てるという構想を立てたわけでございます。これは先ほど管財局長から御説明のございましたところであります。その関係につきまして、

特別会計を設けました趣旨は、これらの計画ができますという、新たに取得いたします時期と、それから処分をいたします時期とは、互いに相前後をいたしまして、必ずしもその年度内に収入になりました金をちょうど使うという関係になかなか符合いたしません。そこで、年度をこえまして、その間のあんばいをはかる必要がございます。そこで収入になりました金は、資金としてこれを積み立てまして、一方で償還の計画がこの計画に基づきまして立てられますが、その施設の歩速に応じましてこの資金から一般会計に繰り入れていくという必要のために設ける資金でございます。もちろん、これによりまして、官庁の庁舎そのものの高層化ということの促進に

もなる次第でありまするが、こういうことに特によりますのは、その裏におきまして、一方で現在の国有財産のより効率的なる使用、一般に対する開放という二つの面が密接にこれは不可分についておるのでございます。

會計の仕組みにつきましては、法律がきわめて簡単な仕組みでありますから、特に御説明を加えることはいないと存じますが、これは資金會計でございまして、資金の増加になりまする分を収入に充てます。それから資金を取りくずして一般會計に入れまする分がこれの支出になりますて、これが歳

本日は、これにて散会いたします。  
午後零時十九分散会

午後零時十九分散会

昭和三十三年三月十五日印刷

昭和三十三年三月十六日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局